

平成 23 年 3 月 20 日
 福 祉 保 健 局
 産 業 労 働 局
 中 央 卸 売 市 場

東京都による農畜産物中の放射能検査及び都の対応について

福島第一原子力発電所の事故を受け、福島県、茨城県が農畜産物の検査を行ったところ、その一部から国が定めた暫定規制値を超える放射性物質が検出されました。

これを受け、都は農畜産物の検査を行い必要な対応を行うことにしました。

あわせて、食品の安全性を確保するために、国に対して緊急要望を実施しましたのでお知らせいたします。

1 検査結果

(1) 都内に流通している農産物に関する検査

① 検査実施機関

東京都健康安全研究センター

② 検査対象品目

都内に流通する農産物 野菜 7 検体

③ 検査結果（詳細は別紙 1）

○検査した 7 検体中暫定規制値を超える放射性セシウムを検出した検体はなかった。

○検査した 7 検体中 1 検体で暫定規制値を超える放射性ヨウ素を検出した。

検体名	生産地	放射性ヨウ素 (Bq/Kg)	
		I-131	暫定規制値
春菊	千葉県旭市	4,300	2,000

Bq (ベクレル) /kg とは、1 kg の検体中の放射性物質が放射線を出す能力を表す単位です。

(2) 都内産の農畜産物に関する検査

① 検査実施機関

東京都立産業技術センター駒沢支所

② 検査対象品目

都内で生産された農畜産物 野菜 4 検体、原乳 1 検体

③ 検査結果（詳細は別紙 2）

暫定規制値を超える放射性ヨウ素、放射性セシウムを検出した検体はない。

(3) 暫定規制値の考え方

暫定規制値は国際放射線防護委員会 (ICRP) が勧告した放射線防護の基

準をもとに、原子力安全委員会が食品の摂取量等を考慮して定めたものであり、これを上回る食品を食べた場合であっても直ちに健康に悪影響が生じるものではないとされている。(食品安全委員会Q&Aより)

2 都の対応

(1) 福祉保健局

暫定規制値を超えた1検体については、食品衛生法に基づき販売禁止、回収等の措置を行い、流通から排除する。

(2) 産業労働局

都内産農畜産物の安全性を確認するため、放射性物質の検査を実施する。

(3) 中央卸売市場

暫定規制値を超える値を検出した市町村における農畜産物(安全性の確認されたものを除く)について、出荷団体及び県に対し出荷の自粛を要請する。

あわせて、場内各卸売業者に対し、当該市町村の農畜産物の集荷の自粛を要請する。

(4) 3局合同

今回の事態を受け、原発事故による食品の放射能汚染に関する都民向け臨時相談窓口を開設

【電話番号】03-5320-4657 (平成23年3月21日から)

【受付時間】午前9時から午後6時まで

3 国に対する緊急要望(別紙3のとおり)

国の責任において以下の措置を講ずるよう、強く要請

(1) 早急に生産地において安全確認を行い、出荷規制の対象地域や品目を決定

(2) 国民に対する情報公表を一元化し、相談体制も強化

《問い合わせ先》

○食品衛生法に基づく暫定規制値、都内流通農産物の放射能検査に関すること

福祉保健局健康安全部食品監視課 藤林・田崎

(連絡先) 電話: 03-5320-4400、4410 (直通)

34-340、34-350 (内線)

○都内産農畜産物の放射能検査に関すること

産業労働局農林水産部 岩田・平野・内田

(連絡先) 電話: 03-5320-4828(岩田直通)

37-150、37-320、37-310(内線)

○中央卸売市場における流通に関すること

中央卸売市場事業部業務課 田中

(連絡先) 電話: 03-5320-5760(直通)、44-230 (内線)

○臨時相談窓口に関すること

福祉保健局健康安全部健康安全課 渡部

(連絡先) 電話: 03-5320-4383(直通) 34-120 (内線)

都内に流通する農産物の放射能検査結果について

別紙1

品目	生産地	測定結果【放射能濃度 (Bq/kg)】				
		ヨウ素131		放射性セシウム		
		暫定基準値	実測値	暫定基準値	実測値	
ホウレン草	福島県西白河郡矢吹町		70		50以下	
小松菜	福島県西白河郡矢吹町		780		50以下	
ニラ	福島県西白河郡矢吹町		71		50以下	
野菜	水菜	茨城県行方市	2,000	700	500	50以下
	白菜	茨城県結城市		50以下		50以下
	春菊	千葉県旭市		<u>4,300</u>		50以下
	ネギ	千葉県山武郡横芝光町		910		50以下

品目		採取場所	測定結果【放射能濃度 (Bq/kg)】			
			ヨウ素131		放射性セシウム	
			暫定規制値	実測値	暫定規制値	実測値
野菜	コマツナ (露地栽培)	農林水産振興財団 農林総合研究センター江戸川分場 (江戸川区鹿骨1-15-22)	2,000	230	500	54
	コマツナ (ハウス栽培)			363		31
	ワケネギ (露地栽培)			204		ND
	ワケネギ (露地栽培)	農林水産振興財団 農林総合研究センター立川庁舎 (立川市富士見町3-8-1)		648		11
原乳	農林水産振興財団 農林総合研究センター青梅庁舎 (青梅市新町6-7-1)	300	46	200	ND	

注)原乳の測定結果は、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導することになっている牛乳の指標値 (100Bq/kg) を超えていない。

ND: 検出されず。

検体条件

品目	採取場所	採取日時	栽培条件等	備考
コマツナ (露地栽培)	農林水産振興財団 農林総合研究センター江戸川分場 (江戸川区鹿骨1-15-22)	3月20日 8:00	2月10日播種	防虫ネット被覆
コマツナ (ハウス栽培)		3月20日 8:00	1月19日播種	側面、つま面開放
ワケネギ (露地栽培)		3月20日 8:00	22年6月定植	
ワケネギ (露地栽培)	農林水産振興財団 農林総合研究センター立川庁舎 (立川市富士見町3-8-1)	3月19日18:00	22年6月定植	
原乳	農林水産振興財団 農林総合研究センター青梅庁舎 (青梅市新町6-7-1)	3月19日 9:00	10頭分を混合	



22 福保健食第 2723 号

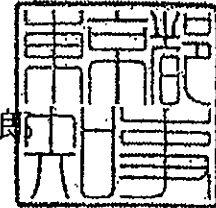
平成 23 年 3 月 20 日

内閣総理大臣

菅 直人 殿

東京都知事

石原 慎太郎



食品の放射能汚染状況の把握及び出荷規制対象地域の 早期設定を求める緊急要望

今般の東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を受け、国は原子力緊急事態宣言を発出した。

以降、周辺環境から放射能が検出される状態が続いているが、福島県産の原乳、茨城県産のほうれん草について両県が検査を行ったところ、暫定規制値を大幅に上回る数値が検出されたことが、3月19日に明らかになった。

しかし、本日時点においても、検査を実施する地域、品目などは自治体の判断に委ねられているのが現状である。

このままでは高濃度に汚染された食品が流通するおそれがあるとともに、流通システムの混乱が危惧される。

こうした緊急事態にあって、食の安全は、国民の生命と健康を守る上での基本であり、国は下記の措置を講じるよう強く求める。

記

1. 早急に、優先的に検査を行うべき地域及び品目を定め、生産地において安全確認を行うとともに、出荷規制の対象地域や品目を決定すること
2. 国民に過度な不安感を与えることや混乱を回避するため、情報公表の一元化を図るとともに、相談体制についても強化すること